

○学校法人ヤマザキ学園役員報酬等規程

平成16年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人ヤマザキ学園（以下「学園」という。）の寄附行為に定める役員報酬並びに役員及び評議員の職務手当及び特別諸手当等について、必要な事項を定めるものとする。

(役員定義及び区分)

第2条 役員は、理事長、理事及び監事をいう。

2 役員は、常勤の役員又は非常勤の役員とする。

3 監事は、非常勤とするが、一人は常任監事とする。

4 「常勤」とは、学園における役員又は教職員としての勤務を本務の職業とする場合をいい、「非常勤」とは、その他の場合をいう。

5 「常任」とは、学園における役員又は教職員としての勤務を本務の職業とはしないが、常任を妨げる職業に就かず、常時任務に就く場合をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員には、報酬を支給する。

2 役員のうち、理事長及び常務理事の報酬は、別表に定める(1)「指定職俸給表」により支給する。

3 役員のうち、学長、副学長及び校長の報酬は、別に定める(3)「学長・副学長・校長の報酬表」により支給する。ただし、学長、副学長又は校長が前項に規定する常務理事である場合は、前項の規定にかかわらず、本項の規定を適用する。

4 役員のうち常任監事の報酬は、別表に定める(4)「常任監事の報酬表」により支給する。

5 役員のうち、給与の支給を受けていない役員には、次条に定める職務手当を支給する。

6 教職員として給与の支給を受ける役員及び評議員には、当該報酬を支給しない。

7 支給対象者及びその支給額は、毎年度末の予算審議を行う理事会において定める。

(職務手当の支給)

第4条 非常勤の役員又は評議員が、会議又は職務の執行のために出席又は出勤した場合は、それぞれ次の各号に掲げる日額の職務手当を支給する。ただし、理事及び評議員を兼任する者で、会議又は職務の執行が同一の日に行われた場合は、評議員に係る職務手当は、支給しない。

(1) 役員 日額 20,000円

(2) 評議員 日額 10,000円

(特別役職手当の支給)

第5条 役員のうち、理事長がヤマザキ動物看護大学又はヤマザキ動物看護短期大学の学長又は副学長を兼務する場合は、別表に定める(2)「特別役職手当」により支給する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改正及び廃止は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から制定施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月28日から改正施行する。

附 則 (平成23年3月25日理事会承認)

この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

附 則 (平成26年3月20日理事会承認)

この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

附 則 (平成29年1月26日理事会承認)

この規程は、平成29年4月1日より改正施行する。

附 則 (平成29年7月20日理事会承認)

この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。

附 則 (平成29年11月16日理事会承認)

この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。

附 則 (平成30年5月24日理事会承認)

この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。

附 則 (令和元年7月18日理事会承認)

この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。

別表（第3条、第5条関係）

学校法人ヤマザキ学園役員報酬表

(1) 理事長及び常務理事の指定職俸給表

号俸	俸給月額
1	100,000円
2	200,000円
3	300,000円
4	400,000円
5	500,000円
6	600,000円
7	700,000円
8	800,000円
9	900,000円
10	1,000,000円
11	1,100,000円
12	1,200,000円
13	1,300,000円
14	1,400,000円
15	1,500,000円
16	1,600,000円
17	1,700,000円
18	1,800,000円
19	1,900,000円
20	2,000,000円
21	2,100,000円
22	2,200,000円
23	2,300,000円
24	2,400,000円
25	2,500,000円
26	2,600,000円

27	2,700,000円
28	2,800,000円
29	2,900,000円
30	3,000,000円

(2) 理事長の特別役職手当

号俸	特別役職手当月額
1	500,000円
2	550,000円
3	600,000円
4	650,000円
5	700,000円
6	750,000円
7	800,000円
8	850,000円
9	900,000円
10	950,000円
11	1,000,000円
12	1,100,000円
13	1,200,000円
14	1,300,000円
15	1,400,000円
16	1,500,000円

(3) 学長・副学長・校長の報酬表

号俸	報酬月額
1	100,000円
2	200,000円
3	300,000円
4	350,000円
5	400,000円
6	450,000円

7	500,000円
8	600,000円
9	700,000円
10	800,000円
11	900,000円
12	1,000,000円

(4) 常任監事の報酬表

号俸	報酬月額
1	100,000円
2	200,000円
3	250,000円
4	300,000円
5	350,000円
6	400,000円
7	500,000円